

条 例 見 直 し 調 書

作 成 年 度

平成 24 年度

条 例 名		神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例	
条 例 番 号	平成 18 年神奈川県条例第 66 号	法 規 集	第 4 編第 2 章第 1 節
所 管 課	県民局青少年部青少年課		
条 例 の 概 要	青少年の喫煙及び飲酒を防止する社会環境の整備に向けて、青少年の喫煙及び飲酒の防止に関し、県、保護者、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、青少年の喫煙及び飲酒の防止に関する施策の実施について必要な事項を定めている。		
検討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	<p>未成年者に対するたばこ及び酒類の知情販売(提供)の禁止については、未成年者喫煙禁止法、未成年者飲酒禁止法等に規定されているが、これらの法律には、対面販売(提供)や自動販売機による販売の際の年齢確認の方法が具体的に規定されていない。</p> <p>本条例は、証明書による年齢確認、自動販売機への年齢識別装置の設置等具体的な年齢確認の方法について定めているものであり、必要な条例である。</p>	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	<p>本条例に基づく対面販売での年齢確認実施率、自動販売機の成人識別装置設置率は向上している。また、事業者の販売時における年齢確認や県民への周知に関する自主的取組も広がっている。</p> <p>さらに、未成年者の喫煙・飲酒経験率も低下しており、本条例は有効に機能している。</p>	<p>【事業者の年齢確認実施率(H21.1 調査】</p> <p>証明書で確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たばこ取扱店 90.2% ・酒類取扱店 91.6% <p>【自動販売機設置状況 (H24.1現在】</p> <p>成人識別装置の無い自販機数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たばこ 0 台 ・酒類 59 台 <p>【高校 2 年男子の喫飲経験率 (H13⇒H21)】(県教育委員会調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(喫煙) 56.7% ⇒ 27.3% ・(飲酒) 80.1% ⇒ 55.9%
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	<p>本条例で規定する証明書による年齢確認、自動販売機への成人識別装置の設置は、未成年者の喫煙飲酒防止のため、必要最小限の規制である。</p> <p>本条例に基づく取組・周知等は、関係機関や関係団体と協働して推進している。</p> <p>また、県は立入調査などを実施して条例遵守の指導を行い、警察は、事業者・保護者への取締りを実施し、それぞれ連携を図り効率的に本条例の運用を行っている。</p>	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	本条例は、「かながわグランドデザイン」の主要施策「青少年が健全に育つ環境の整備」に位置づけられている「青少年の喫煙や飲酒を防止するしくみづくり」を実現するためのものであり、県の基本方針に適合している。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	法で規制する年齢確認の実効性を図るため、その具体的な方法を定めているものであり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
その他			

見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理由	特記事項
		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 29 年度	見直し規定の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無